

計画改定に係る見直し点について

1 推進方策に新たな項目を追加

「第3章地域福祉の推進方策」に、法改正など地域福祉を取り巻く情勢の変化を踏まえ、新たな項目を追加した。

(1) 生活困窮者等に対する分野横断的な対策の推進

平成27年度に生活困窮者自立支援制度が創設され、困窮者支援を切り口として、対象を限定しない包括的な支援体制づくりが進められることとなった。

(2) 住民の地域づくり活動のきっかけづくりを支援

国が進める「地域共生社会づくり」の取組に示されている「住民主体の地域課題の解決力」を強化するためには、住民の地域づくり活動への関わりを促進することが重要となっている。

(3) ユニバーサル社会づくりの実現に向けた意識の啓発と取組の推進

平成30年4月に「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」が施行、同年10月には「ユニバーサル社会づくり総合指針」が改定され、ユニバーサル社会づくりに向けた環境整備が進んだ。

(4) 民生委員・児童委員の担い手の確保

民生委員・児童委員の充足率が低下しており、担い手確保に向けて、住民理解を高めるとともに、委員が活動しやすい環境づくりを進めることが必要となっている。

(5) 外国人人材の受入れ促進

EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士の受入れや、平成29年に外国人技能実習制度の対象職種に、「介護」が追加される等外国人人材の受入れに向けた法整備が進んだ。

(6) 社会福祉法人の専門性を活かした地域公益活動の推進

社会福祉法が改正され、地域公益活動の実施が、施設等を運営する社会福祉法人の責務とされた。（H29年4月施行）

(7) 寄附文化の醸成

クラウドファンディング等新たな資金調達法が導入され、地域団体が必要な財前を自ら確保するという考え方が広がっている。そのためには、住民の寄附に対する意識醸成をより一層図っていく必要がある。

2 県施策の明記

「第3章地域福祉の推進方策」の柱立てごとに、県施策を明記した。

3 数値目標の設定

「第3章地域福祉の推進方策」の柱立てごとに、新たに数値目標を設定した。

4 計画の評価等を行う第三者委員会の設置を明記

「第4章地域福祉支援計画の進捗管理・評価」に、計画策定後も、定期的に計画の進捗管理・評価を行う第三者委員会の設置を明記した。